

建設常任委員会（平成25年11月5日）開催状況

開催年月日 平成25年11月 5日（火）
 質問者 公明党 吉井 透 委員
 担当部課 建設管理課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>一 請負工事に係る入札の執行状況について</p> <p>今、梅尾委員、梶谷委員から質疑があったところでございますけれども、私からもこの入札執行状況について関連の質疑をさせていただきます。技術者や技能労働者の不足の問題については、私も質問を用意していたところでありますが、ただ今、技能種別での労働者不足等について、ご答弁もありましたので、この問題は省略して、以下数点お伺いさせていただきますと思います。</p> <p>(一) 入札の不調について</p> <p>まず、入札の不調の関係ですが、不調・不落について、それぞれの定義、ご説明を頂いたと思いますが、再度確認をさせていただきます。指名競争入札では、入札者が1者であった場合には入札が成立しないという報告でしたが、何故そのような取扱いをしているのか確認のためお伺いします。</p> <p>(二) 不調・不落の増えた理由について</p> <p>ご説明頂きましたが、一般競争と指名競争入札では、違うと言うことであったかと思えます。続いて、不調・不落合わせて、今回頂いた状況では、前年度の3倍で、特に不調は前年度の6倍の数字になっているということで、あらためて、それぞれ増えた理由をお伺いします。</p> <p>(三) 所管別の状況について</p> <p>続いて、今回の所管別の状況で、私の地元、旭川は前年並みであるかと思えますが、札幌は21.6%、そして、小樽、帯広も13~14%となっております。こうしたばらつきが出ていることについて、まず理由をお伺いします。</p>	<p>○建設管理課長 高瀬 浩</p> <p>入札の不調についてでございますが、道では、一般競争入札で、入札者がゼロ、指名競争入札で入札者が1者以下のため入札を取りやめたものについて、「不調」としているところでございます。</p> <p>この取扱いにつきましては、一般競争入札では不特定多数の者に競争参加の機会を与えておりますことから、入札者が1者だけの場合でも競争性は失われることはないとの考えから、不調とはしていないところでありますが、指名競争入札にあっては、入札に参加できる者が指名通知を受けた者に限られておりますことから、入札者が1者の場合は実質的に競争性が発揮されているとは解されないため、入札を取りやめることとしているところでございます。</p> <p>なお、国においても同様の取扱いとなっているところでございます。</p> <p>○技術管理担当課長 木島昇悦</p> <p>不調・不落の増えた理由についてでございますが、不調につきましては、専門工事業者の確保が必要な維持補修工事などにおいて、建設業者が入札参加を希望しなかったことや技術者や技能労働者の不足、資材等の調達が困難であったことなどが大きく影響しているものと考えているところでございます。</p> <p>また、不落につきましては、資材費等の急激な上昇等により予定価格と入札者の見積価格との乖離が生じているものと考えているところでございます。</p> <p>○技術管理担当課長 木島昇悦</p> <p>建設管理部の状況等についてでございますが、この度の不調・不落の増加につきましては、民間建築需要の拡大に伴う資材や人材の不足などが大きく影響しているものと考えているところでございます。</p> <p>こうしたことは、毎月の建築確認申請数について昨年度と比較すると、旭川市では同水準であるものの、札幌市及びその近郊や帯広市などでは大きく伸びている状況にあり、札幌建設管理部や帯広建設管理部などでその傾向が現れていると考えているところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 不調・不落工事への対応等について</p> <p>地域によって受注と請負、それぞれ違いが出ているという答弁だったかと思いますが、こうした不調・不落工事への対応として、今回の説明の中では「工事内容の変更」、それから「入札参加資格要件の緩和」、「状況に応じた入札方式の活用」が挙げられておりますが、それぞれの内容について、まず具体的にお伺いします。</p> <p>また、余裕ある工期の設定等は、技能労働者が少ないと言われているなかで、こうした人材を現場でやりくりすることが容易となり、対応策として、私は進めてみるべきであるというふうを考えておりますが、道の見解をお伺いします。</p> <p>(五) 適期施工について</p> <p>これで最後の質問ですが、施工時期に制約のある工事は、翌年度への予算繰越も可能な限り対応するということがございましたけれども、施工時期の制約は極めて北海道的な課題であると言ってもいいというふうを考えております。時期のよい春先は工事が少なく、秋以降の冬に向かって工事が集中するという現在の事情、不調・不落到拍車をかける原因ではないかというふうに考えます。こうした状況をしっかりと受け止め、早期に発注するなど適期に施工できるよう努めるべきというふうに考えますが、道の所見をお伺いします。</p> <p>ご答弁頂きましたが、予算に関係することですので、なかなか難しいことがあると思います。しかし、震災から防災・減災等、社会資本整備ということが大事なことになってきておりますし、維持管理をするには、毎年一定程度のこうした仕事というのが、必ずできていくものというふうに思っておりますので、持続可能なやり方を、道には努力をしていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わります。</p>	<p>○建設管理課長 高瀬 浩</p> <p>不調・不落工事等への対応についてであります。道では、近接工事や類似工事と合わせて発注ロットを大きくするなどの「工事内容の変更」や入札に参加できる者の営業所の所在地に係る範囲を拡大するといった地域要件などの「入札参加要件の緩和」を行ったうえで、状況に応じて適切な入札方式に変更するなどして、再度、入札の実施に努めているところでございます。</p> <p>また、工期の設定についてであります。通常設定される工期に余裕を持たせる工期設定のほか、工事を実施する期間を受注者に選択させることができる「選択工期制度」などにより、人材や資材の不足等の対応として、技術者や労働者、機材の平準化が可能となることから、実施可能な工事については、柔軟な工期設定の活用にも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>○建設部長 下出 育生</p> <p>適期施工についてでございますが、公共工事はトンネルなどの大型工事を除き、単年度完成が基本とされておりますことから、これまでもゼロ国債やゼロ道債なども活用しながら、可能な限り早期発注に努めてきたところでございます。</p> <p>しかしながら、今年度は、国の予算成立が5月中旬になったことにより発注が遅れたほか、地元調整などに時間を要し、施工時期に遅れが生じた工事もあるところでございます。</p> <p>道といたしましては、ゼロ国債の予算措置について国に働きかけ、早期発注に努めるとともに、やむを得ず発注が遅れる場合には、可能な限り繰越制度を活用するなどの措置を講ずるほか、今後とも引き続き、建設業界と発注時期や工期設定などについて、意見交換を行うなどして、工事の適期施工の推進に向け、最大限努めてまいりたいと考えております。</p>